

英和グループ NEWS RELEASE

2021年8月号

英和コンサルティング 英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

すべての企業に影響が一迫る電子帳簿保存法の改正

知らなかったではすまされない、
電子取引データの電子保存が義務化！
今度こそ電子帳簿保存は普及する？

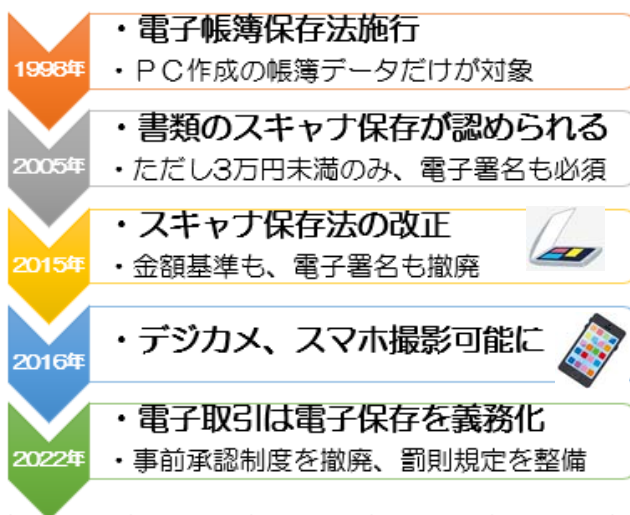


これまで電子帳簿保存と縁がなかった企業や
個人事業主も、来年から強制的に電子保存が必要に！？何を準備しておけばよいのか、最新情報
を整理しておきましょう。

電子帳簿保存法のこれまで



●普及しなかった20年



●導入のネックは？

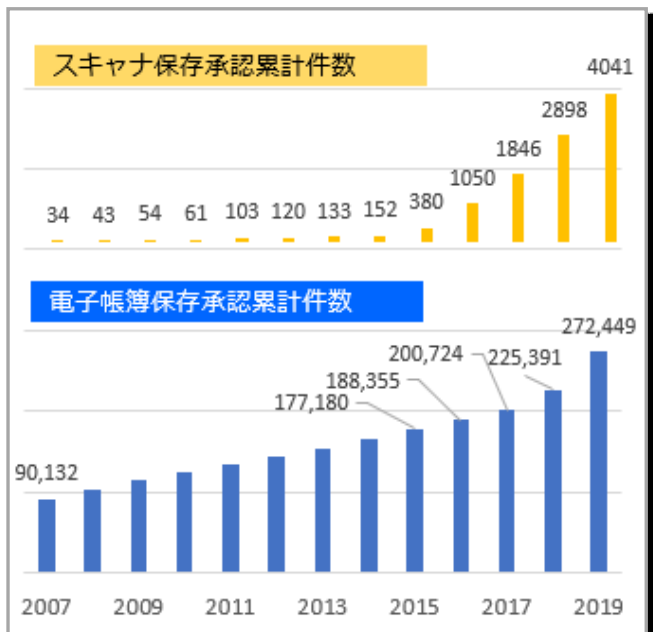


1998年開始から20年以上経ても、電子帳簿保存の普及はいまひとつ。利用者が多い帳簿保存制度の2019年時点の利用者は27万件で、法人277万社と個人事業主367万人全体の4%の有り様。また、スキヤナ保存制度利用者は、使い勝手が悪いためか、わずか4千件に。

◆電子保存のメリットは大きい◆

省スペース化	保管場所の削減
業務の効率化	書類や帳簿を探す時間をカット
セキュリティ強化	紛失、盗難、災害リスクを軽減
コスト削減／ITリターン効果	スペース、運搬コスト、紙や人件費の削減

電子帳簿保存を始めるには3カ月前までに申請し、税務署長の事前承認を受ける必要がありました（今回改正へ）。また、電子保存専用システムの導入コストが発生する上、導入後の運用管理での事務負担が大きいことで、導入に踏み切れない企業は多かったようです。



普及に向け改正でデコ入れ



●電子保存は3種類

ひとつに電子保存といっても、国税関係帳簿、国税関係書類、電子取引データの3区分について保存方法が指定されています。

特に書類は、データの成り立ちに応じて2種類の保存方法が決められています。

帳簿 (電子保存)	会計ソフトの総勘定元帳などを元のデータ形式で保存
書類 (電子保存)	会計ソフトの決算書や販売システム発行の請求書を元のデータ形式で保存
書類 (スキャナ保存)	書類で受け取る請求書や契約書をスキャンでデータ化して保存
電子取引データ	電子で受け取った取引データを保存

●事前承認制度を撤廃

税務署長の事前承認は2022年以降不要となり、納税者は自分で決めた時期から帳簿や書類の電子保存を開始できます。

帳簿：2022年1月1日以降開始事業年度
書類：2022年1月以降保存を行う書類
電子取引：2022年1月以降は保存義務

●スキャナ保存要件をさらに緩和

請求書を受領してからデータ保存するまでの期間を、現行の3日以内から2ヵ月以内へ延長のうえ、タイムスタンプ付与義務も条件付きで撤廃！
果たして、これでスキャナ保存が利用しやすくなるのでしょうか。



●優良電子帳簿保存でインセンティブも

- ★履歴管理や検索機能など要件を満たすシステムで“優良電子帳簿”を保存する場合（事前届出）
⇒申告もれ時の過少申告加算税を▲5%減免
- ★書類のスキャナ保存や電子取引の電子保存データを改ざんして脱税等をした場合
⇒重加算税を+10%上乘せ

●電子取引データの保存が義務化！

2022年1月以降受け取る電子取引データは、電子保存が義務付けられます。たとえば“メール添付の請求書”は印刷物とは別物と位置づけられ、受領データをそのまま保存する必要が！

この改正は、すべての企業と個人事業主が対象なので、ご注意ください！

Q：電子保存しなかったら、どうなる？

A：帳簿保存要件を満たしておらず、最悪のケースでは青色申告の取消しリスクも！

<電子帳簿保存法－帳簿、書類、電子取引データの3区分>

帳簿書類の名称	国税関係帳簿	国税関係書類		
	仕 訳 帳 総勘定元帳 現金出納帳 その他補助簿等	決算関係書類	取引関係書類（紙ベースの書類）	
			自社で発行	相手から受領
		貸借対照表	見積書（控）	見積書
		損益計算書	契約書（控）	契約書
棚 卸 表	請求書（控）	請求書		
その他決算関連書類等	領収書（控）等	領収書 等		
	↓	↓	↓	↓
保存方法	帳簿の電子保存	書類の電子保存	書類のスキャナ保存	
	会計ソフト		会計／販売／文書管理ソフト等	

電子取引データ （国税関係書類以外の書類）
EDI取引、FAX 電子メール添付請求書 WEB請求書 電子契約書等
↓
電子取引の電子保存
会計/文書管理ソフト等



すべての企業と個人事業主が義務化に！

電子保存はどうすれば？

●まずは電子取引をピックアップ

まずは、社内にある電子取引の把握が必要。いまどき、電子取引データがどこにあるというところは少ないはず。

書類の種類ごと・相手ごとに、書面なのか電子データかをチェックしておくといいでしょう。

★請求書

電子メール添付でファイルを受け取る
指定のHPからダウンロードして保存
複合機のFAX機能で受け取る
電子請求書発行用のクラウドサービスを利用

★カード利用明細（HPからダウンロード）

★交通系ICカードの利用明細（ダウンロード）

★EDIシステムの利用（ネット上の業者間取引システム） 相手から請求書を受領し、自社も発行する

●決められた手順と形式で保存！

メールで受領した請求書ファイルを単に保存すればよいわけではなく、決められた要件通りに保存しなくてはなりません。

◆電子取引データの主な保存要件◆

★保存期間と保存場所

帳簿書類と同様7年（繰越欠損なら10年間）
納税地で出力できればクラウド上の保存も可

★データの改ざんがないことの証明措置

データの編集、削除がないことを証明するため

①から④のいずれかの措置を行うこと：

- ①発行者のタイムスタンプ付きのファイルを保存
- ②受信後タイムスタンプを付けて保存
- ③訂正削除できないシステムでデータを授受・保存
- ④一定の事務処理規程を整備し、運用

たとえば、受領した請求書ファイルに発行者のタイムスタンプ（①）がなければ、自社でタイムスタンプ（②）を付けるか、事務処理規程の整備（④）が必要に。

★検索機能の確保

取引年月日、金額、取引先名での検索機能が必要になります。

※前々期売上高が1千万円以下で、税務調査で電子データのダウンロードに応じる場合には、不要です。

●システム使わずに保存できる？

タイムスタンプを付けるにもシステムに保存するにも、費用がかかります。とりあえず人力で電子保存に対応する余地は、あるのでしょうか？

★事務処理規程で対応余地は？

国税庁の事務処理規程の雛形は、

- ・電子取引の範囲や対象データの列挙が必要
- ・処理責任者と管理責任者が必要
- ・データの訂正削除履歴は「対象データ、日付、内容、理由、担当者名」などを管理するなど、かなり細かい規程になっています。電子帳簿保存やスキャ保存と同じく、運用事務がかなりはん雑になることが予想されます。

★システムを使わない検索機能の例（国税庁HP）

- ①ファイル名に年月日、金額、取引先を入れ、フォルダ内の検索機能で検索できるようにする
- ②Excelで索引簿を作成し、Excelの検索機能でそのファイルを検索できるようにする

★書類保存も併用で

A社請求書はPDFで保存し、書類の分はファイルに保管など、保管先がバラバラでは業務が混乱するだけ。電子保存とは別に、当分は従来の書類保存を併用する方が現実的かも。

●使えるシステムは？

事務負担を増やさず確実にデータ保存するなら、データの訂正削除ができず、かつ検索機能のあるシステムを利用するのが現実的。

JIMMA(日本文書情報マネジメント協会)で「電子取引リフト」として認証しているのは現時点で6種類のみ。今後増えることを期待しましょう。

●電子インボイスに期待

電子取引データの保存はかなりの事務負担となりそうですが、新時代の帳簿保存業務として対応せざるを得ないでしょう。

“日本版電子インボイス”が実用化されれば、売買データが授受でき請求事務は不要になる上、送金、消込、仕入税額控除の処理なども自動化されて、業務効率は画期的に改善します。



2年後に始まるインボイス制度に向け来年秋にも公開予定、期待したいところです。

中小企業の高齢化問題！～社長が認知症になったら～



●待ったなしの高齢化「2025年問題」！

中小企業庁によると、2025年に70歳以上の経営者が約245万人（70歳未満は約136万人）に達し、うち約半数の127万人が後継者未定と予想。

約半数が後継者未定

～2025年中小企業経営者の年齢と後継者の有無～

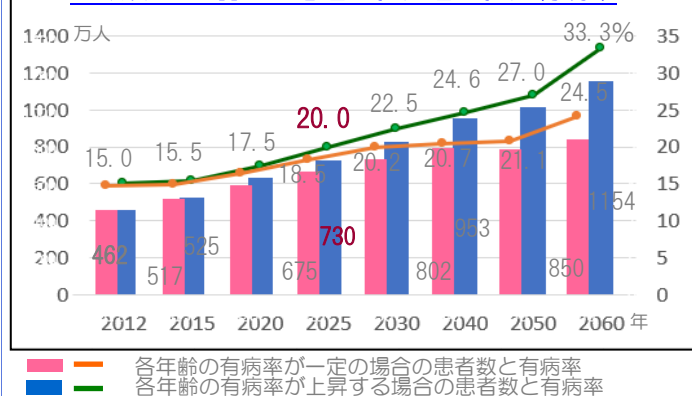


●65歳以上5人に1人が認知症に？

内閣府発表の「2017年版高齢社会白書」では、2025年に高齢者（65歳以上）で5人に1人、約730万人が認知症になるとの推計も。

経営者の高齢化が進む中、事業承継前に社長が認知症になるリスクも考えておく必要が生じています。

65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



●もし社長が認知症になると…

認知症とは、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで起こる障害で、★直前のことを忘れる「記憶障害」、★自分のいる場所や状況、年月日、周囲の人との関係性が分からなくなる「見当識障害」などの症状がみられます。

なお、認知症で判断能力を失うと、契約などの法律行為ができなくなるため、万一オーナー社長が発症すると、会社経営に様々なリスクが生じることに。

オーナー社長が認知症になった場合のリスク

- 1 認知症で判断力が著しく低下したことが金融機関に知られ、本人名義の預金が凍結されるリスク
- 2 個人資産（不動産・株式等）の売却や抵当権設定ができなくなり、資金繰りに支障が出るリスク
- 3 株式総会での議決権行使など、株主としての権利行使が不可になるリスク。行使しても後日無効に。
- 4 事業承継や相続対策が進められなくなるリスク。個人所有株式や事業用設備の売却・贈与が不可に。
- 5 会社の社会的信用や顧客、取引先、取引銀行からの評価が低下するリスク

●契約書は代筆が認められない！

中小企業の多くは家族経営や同族会社です。オーナー社長が認知症になれば、契約書の署名が法的に無効になります。また、代筆して代表印を押すと、文書偽造にあたることに。



認知症になってからでは、どんな有効な経営計画や事業承継対策も実行できません。

●親族が成年後見人になれるとは限らない

認知症で、判断能力が不十分と判断された人が法律行為を行うために、成年後見制度があります。

成年後見制度		
法定後見制度	すでに判断能力が不十分	後見・保佐・補助
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった時に備える場合	

成年後見人は裁判所が適任者を選任するので、後継予定者や親族が要望しても、なれるわけではありません。経営者の資産規模が大きい場合、司法書士や弁護士などの専門家が選任されます。もし第三者が選任されれば、会社の運営に支障をきたす恐れが。

●事前準備がモノを言う！



<家族信託> 委託者・受益者：社長、受託者：後継者

事前に家族信託を設定しておけば、社長が認知症になっても、議決権は受託者の後継者になるので、会社経営の機能不全を防げます。

次のいずれでも、家族信託を使えば可能です。

- 自社株は自分名義で、経営権は後継者に任せたい
- 経営権は自分のままで、自社株は後継者に生前贈与

<ヒーロー株> 特殊な時に議決権が多数発生する株式

種類株式（会社法の規定の範囲内で定款に定めることで、普通株式と比べて権利が拡大または縮小される特別な株式）の一種で、一定の事態が生じた場合に議決権が劇的に増加する株式

オーナー社長が認知症になると株主総会を開催できなくなりますが、後継者にヒーロー株を持たせておけば開催が可能に（ピンチ時のヒーロー!?）。

●経営者保険の見直しも！ 生前リスクの備え

オーナー社長の場合、死亡保障だけでなく、認知症など「就労不能」になった場合の備えも必要です。

介護状態や認知症になったとしても、死亡保険金は支払われません。事業継続を考えると、事前の対策と生前のリスクへの備えが必要です。

◇**認知症保険** 認知症と診断された場合に給付金を受け取れる保険。単体の保険以外に、定期や終身保険に特約として付加されるものがある。

